

旧証券取引法17条に定める損害賠償責任の  
責任主体は発行者等に限定されないとした事例

講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 新城浩二

## 1時限目 事案の概要

短資会社である上告人（原告）は、某英国法人のグループに属するグレナダ法人が発行する外国投資証券を、その募集に際して、同じ英国法人グループの日本法人が提示した目論見書およびその斡旋・勧誘に基づき購入した。しかし、目論見書の記載内容や、勧誘を行った日本法人の取締役による説明は、資金の送付先や運用方法、担保・保証の有無等多くの重要な点で実態と食い違ったものであった。

その後、この外国投資証券は、償還期限経過後も償還されないまま、発行者であるグレナダ法人につき清算手続が開始された。本件は、上告人が証券取引法（平成16年法律第97号による改正前のもの。平成18年法律第65号により「金融商品取引法」と改められており、以下「法」という）17条に基づき、上記日本法人およびその取締役2名を被告として、損害賠償を求めた事案である（最判第二小法廷平20.2.15、『金融・商事判例』288号36頁他）。

## 2時限目 判 旨

「原審は、法17条に定める損害賠償責任の責任主体になり得る者は発行者等に限定されると解しているが、同条には責任主体を発行者等に限定する文言は存しない。そして、法は、何人も有価証券の募集又は売出しのために法定の記載内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は法定の記載内容と異なる内容の表示をしてはならないと定めていること（13条5項）、重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けている目論見書を作成した発行者の損害賠償責任については、法17条とは別に法18条2項に規定されていることなどに照らすと、法17条に定める損害賠償責任の責任主体は、虚偽記載のある目論見書等を使用して有価証券を取得させたといえる者であれば足り、発行者等に限定することはできない。」

本判決は、外国投資証券の募集に際して、発行者である外国法人と同じグループに属する日本法人の

取締役が、重要な事項に虚偽記載のある目論見書を交付して当該証券の取得につき斡旋・勧誘し、発行者と共に当該証券の内容について説明したという事実関係を前提に、上記の通り当該取締役が法17条に定める損害賠償責任の責任主体となることを示し、取締役らの免責事由の存否について審理を尽くさせるために高裁に差し戻した。

## 3時限目 実務の視点

本件は法17条に定める損害賠償責任の責任主体である「有価証券を取得させた者」の意義について最高裁が初めて判示した事案として注目されている。本件の控訴審においては、法17条の「有価証券を取得させた者」とは、発行者、有価証券の募集もしくは売出しをする者、引受人もしくは証券会社等またはこれと同視できる者に限られるとして、その責任主体を限定する解釈がなされていた。そのような中で、一定の事実関係の下で責任主体を広く認めた本件の判決の結論は、投資家保護の徹底を図るという観点からすると、一般に受容されやすいものと思われる。

投資家保護は昨年施行された金融商品取引法の最終目的の一つであり、これを実現するために有価証券の発行および金融商品等の取引の公正を図ることは金融商品取引法の目的として同法1条で明示されている。しかし、主にインサイダー取引を始めとする不公正な金融商品取引の規制が最近注目を集める一方で、発行開示の適正を確保するという観点からは一般には語られることが少なかったようである。

金融商品取引法の施行により、開示規制の対象となる有価証券の範囲が広がられたことにも鑑みると、有価証券の募集に際しては厳格な開示規制の適用を受けることを再認識する必要があると思われ、参考となる事案としてここに取り上げる次第である。